

## 災害に備えて準備しておきたいこと

### 1. 事前にハザードマップを確認しましょう。

静岡市のハザードマップには地震・津波に関する情報、洪水・高潮・土砂災害に関する情報、避難に関する情報が載っています。

静岡市ハザードマップはこちら→



### 2. 避難場所を確認しておきましょう。

ハザードマップで自宅がある場所に色が塗られていたら、災害が発生する前に避難する必要があります。『避難行動の種類』や自宅周辺の『避難場所・避難所』を事前に確認しましょう。

#### 避難行動の種類

屋内安全確保 (建物内で避難)	建物の上階や山の斜面から少しでも離れた部屋へ移動 想定される浸水深より高い場所に滞在など
安全な親戚や知人宅、地域の 集会所・ホテルなどに避難	ハザードマップなどを参考に災害リスクの低い場所へ移動
指定緊急避難場所 へ避難	行政が指定する避難場所へ移動

避難場所・避難所はこちら→



### 3. 非常持ち出し品を用意しましょう。

持ち出す時のことを考えて、男性で15kg以下、女性で10kg以下を目安にまとめましょう。

#### 必需品



- 7日分程度の非常食  
(火を通さなくても食べられるもの、水など)
- 医薬品(常備薬を忘れずに)
- 貴重品(現金・通帳・保険証など)
- 衣服(下着・上着・タオルなど)
- ラジオ(FMが聞けるものがよい)
- 懐中電灯(予備の電池も忘れずに)
- ビニール袋
- 雨具
- ティッシュペーパー
- 筆記用具

#### 感染症対策で 必要なもの

- マスク
- 体温計
- 手袋
- アルコール除菌用品
- 密封できるゴミ袋



#### 赤ちゃんが 必要なもの

- 哺乳びん・ミルク  
(離乳食・スプーン・おやつ)
- おむつ
- おしりふき
- 抱っこひも(おんぶひも)
- 母子健康手帳
- 普段遊んでいるおもちゃ



※家族構成により必要なものは異なります。自分の家族に必要なものを追加しましょう。



静岡市防災ナビはこちら



### 4. 静岡市防災ナビを活用しましょう。

気象警報や避難に関する情報、ライフラインや道路規制情報に加え、「こちらは広報しずおかです」で始まる同報無線から放送された内容を掲載しています。このほか、注意喚起情報や支援情報などの災害関連情報を、地図で確認することもできます。

子育て家庭への経済的なサポートのご案内です。

## 第3章



# 手当&助成

各家庭での子育ての負担を軽減するための制度をご紹介します。  
ひとり親家庭などが利用できる制度もあります。

- 39 手当&助成の種類
- 40 妊婦のための支援給付/児童手当/子ども医療費助成
- 41 移住者住宅確保応援補助金/移住・就業補助金/子育て世帯宅地提供  
空き家改修等事業費補助金/市営住宅子育て世帯優先入居
- 42 就学援助制度/遺族年金
- 43 児童扶養手当/ひとり親家庭等医療費助成/交通遺児等福祉手当/  
養育費取決め・確保支援補助金
- 44 母子父子寡婦福祉資金貸付金/自立支援教育訓練給付金/高等職業訓練促進給付金等  
高等学校卒業程度認定試験合格支援

<産前産後期間に受け取ることのできる手当等>  
妊婦のための支援給付/出産育児一時金/出産手当金/育児休業給付金

# 手当 & 助成の種類

## P40

### ●妊婦のための支援給付

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、給付金を支給します。

### ●児童手当

18歳の年度末までのお子さんを監護・養育している方を対象に手当を支給します。

### ●子ども医療費助成

18歳の年度末までのお子さんの医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。

## P41

### ●移住者住宅確保応援補助金

### ●移住・就業補助金

### ●子育て世帯宅地提供

### ●空き家改修等事業費補助金

### ●市営住宅子育て世帯優先入居

## P42

### ●就学援助制度

お子さんが小・中学校へ通学するにあたり経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。

### ●遺族年金

年金加入中の方あるいは受給中の方が亡くなったとき、ご家族に給付される年金です。亡くなった方の加入状況などによって「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」が給付されます。

### ●産前産後期間に受け取ることもできる手当等

- ◎妊婦のための支援給付：P40 参照
- ◎出産育児一時金：一人の出産につき、出産育児一時金（50万円）が支給される制度
- ◎出産手当金：産前産後休業中に給与の支払いがなかった場合に一定の手当を受け取ることができる制度（国民健康保険加入者の方は対象外です）
- ◎育児休業給付金：1歳に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと給付を受けられる制度

●右欄のタイトルは、主にひとり親家庭のための助成となります。

## P43

### ●児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長に役立てていただくために、18歳の年度末まで（法令で定める障害の状態にある場合は20歳未満）のお子さんを監護・養育している方を対象に支給されます。

### ●ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等で20歳までの子を養育している家庭へ、医療費（保険診療分）の自己負担額を助成しています。

### ●交通遺児等福祉手当

交通事故、業務災害、自然災害などにより両親や父または母を失った義務教育修了前のお子さんを養育している保護者に手当を支給します。

### ●養育費取決め・確保支援補助金

養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養しているひとり親の方へ、養育費の取決めや養育費保証契約のための手続きにかかった費用を助成します。

## P44

### ●母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等のお子さんの修学や就職、知識技能の習得等に必要な資金や、ひとり親家庭の母、父または寡婦が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。

### ●自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が就職やキャリアアップのため、指定の職業能力開発講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。

### ●高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母または父が就職に結びつく資格取得のために半年以上、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。

### ●高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親家庭の母または父やその子どもが就職や転職等のために高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講開始したとき、修了したとき及び試験に合格したときに給付金を支給します。

## 妊婦のための支援給付

### 申請手続き

- 1回目：妊娠届出時にご案内
- 2回目：こんにちは赤ちゃん訪問時にご案内

### 給付額

- 1回目：50,000円
- 2回目：胎児の数×50,000円

### お問い合わせ

子ども家庭福祉課（母子保健係）221-1574  
※詳しくは、市HPをご確認ください。 →



## 児童手当

### 受給者

- 児童を監護し、生計を同じくする父母等のうち生計維持の程度の高い方（日本国内に住所を有する方に限る）
- 児童が、施設に入所している場合や、里親に預けられている場合などは、施設設置者や里親等
- 公務員は所属庁から支給されます

### 手当額

高校生年代までの児童1人につき（月額）

	3歳未満	3歳以上
第1、2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	

※高校生年代までの児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいいます。  
※子の人数として数えることができる児童は、大学生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までです。

### 支給日

原則として、2月、4月、6月、8月、10月、12月の各13日に、前2か月分を指定の口座に振り込みます（13日が銀行等の休業日にあたる場合は直前の営業日）。

### お問い合わせ

各福祉事務所 子育て支援課（給付係）  
葵区：221-1093/ 駿河区：287-8674/ 清水区：354-2120

※詳しくは、市HPをご確認ください。 →



## 子ども医療費助成

### 対象者

- 0歳～18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
- ★上記の年齢で、静岡市に住所がある方です。ただし、次の方は対象になりません。  
・健康保険に加入していない方・重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちの方・生活保護受給世帯の方等

### 助成額と負担額

医療機関を受診するときは、毎回必ず医療機関の窓口で「子ども医療費受給者証」と「子どもの加入医療保険情報のわかるもの」を一緒に提示してください。その場で保険診療自己負担分（院外処方箋による薬代含む）の医療費助成が受けられます。

入院：負担金はありません。※ただし、食療養費は対象外  
通院：0歳～1歳の誕生月の末日までは、負担金はありません。  
1歳～18歳までは1回500円（500円未満の場合はその額）を負担

<受給者証の交付申請に必要なもの> 子どもの加入医療保険情報のわかるもの

### 払い戻し助成（償還払い）

受給者証を使用する事ができない場合は、医療機関への支払い後、払い戻しの手続きをしてください。

<申請に必要な物> ①子ども医療費受給者証 ②子どもの加入医療保険情報のわかるもの  
③助成金の口座振込先の預金通帳等 ④領収証書（コピー不可）

- ※1 補装具、治療用眼鏡等の助成の場合…上記①～④に加え、「医師の必要証明書」及び「保険給付金支払決定通知書」が必要です。
- ※2 高額療養費又は付加給付金が支給される場合…上記①～④に加え、「保険給付金支払決定通知書」が必要です。なお、世帯合算の場合は合算者の領収証書も必要です。
- ※3 他費（小児慢性特定疾病医療、自立支援医療等）の医療費助成を受けている場合…上記①～④に加え、他公費の受給者証（受診時に提示したもの）等が必要です。

<申請期限> 受診した月の翌月から12か月以内に、その1か月分にかかった医療費をまとめてから申請してください。12か月を超えると申請書の受付ができないのでご注意ください。

### お問い合わせ

各福祉事務所 子育て支援課（給付係） 葵区：221-1093/ 駿河区：287-8674/ 清水区：354-2120



## 移住者住宅確保応援補助金

県外から移住した若者・子育て世帯の住宅確保に必要な経費を補助します。

### 対象

- 1) 39歳以下又は18歳未満のこどもを扶養していること
- 2) 次の①～④のいずれかにあてはまること
  - ① 県内事業所にて新規に正規雇用されている
  - ② テレワークや新幹線通勤により、仕事を変えずに移住している
  - ③ 起業又は事業を運営している
  - ④ 新規就農に向けた研修を受けている
- 3) 転入日前10年間で、通算5年以上かつ直近1年以上静岡県県外に居住していたことなど

※その他、詳細についてはお問合せいただくか、市HPをご確認ください。 →

### お問い合わせ

企画課（移住・SDGs推進係）221-1240



移住関連補助金の簡易対象診断フォーム →



## 子育て世帯宅地提供

小学生以下の子どもを養育する子育て世帯向けに、適当な面積に分筆した宅地を優先して販売します。

### 申込資格

- 1) 土地を取得すると親子関係にある小学生以下の子どもを養育していること
- 2) 土地を取得する人は個人であること
- 3) 取得した土地に建築する建物は、専用住宅または併用住宅とすること

### 売却（予定）地

市のHPに詳細な情報を掲載しています。

### お問い合わせ

住宅政策課（住まい支援係）221-1590

## 市営住宅子育て世帯優先入居

子育て世帯の居住の安定的な確保を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めるため、市営住宅の募集枠に、一般枠とは別に2種類の「子育て支援枠」を設けています。なお、市営住宅の入居募集は偶数月に行っています。

### 概要

- 1) 入居期限あり（最長10年間）
 

対象世帯：申込時、家族全員が40歳以下で、夫婦と子どもで構成され、かつ小学6年生以下の子どもがいる3人以上の世帯。  
※母子家庭、父子家庭の方は申込みできません。
- 2) 入居期限なし
 

対象世帯：申込時、中学3年生以下の子どもがいる世帯。  
※母子、父子家庭の方でも申込み可能です。

※上記以外にも申込資格があります。詳しくは下記問い合わせ先まで

### お問い合わせ

制度について… 住宅政策課（管理係） 221-1132

申込みについて… 静岡市まちづくり公社（静岡事務所） 221-1253

（清水事務所） 354-2238

## 移住・就業補助金

東京23区から静岡市へ移住し、就業等をした方に補助金を支給します。

### 対象

- 1) 転入日前10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上東京23区内に居住していた、または、東京圏（※）から東京23区に通勤していたこと  
※埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、離島や山村を除いた市区町村
- 2) 静岡市に移住し、就職・テレワーク・起業等により就業していること
- 3) 補助金の申請日が、静岡市に転入後1年以内であることなど

※その他、詳細についてはお問合せいただくか、

市HPをご確認ください。 →

### お問い合わせ

企画課（移住・SDGs推進係）221-1240



ご自身の移住パターンを入力するだけで、他にもご利用できる可能性のある補助金を簡易的に調べることができます。

## 空き家改修等事業費補助金

子育て世帯が空き家に転居する際に、水回り及び内外装等の改修費の一部（上限200万円）を補助します。

### 対象

- 1) 中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯であること
- 2) 空き家情報バンク登録物件であること
- 3) 10年以上定住すること

※その他、詳細についてはお問い合わせください。

### お問い合わせ

住宅政策課（住まい支援係） 221-1590

## 就学援助制度

### 対象者

静岡市に居住し、公立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次の(1)または(2)に該当する方

- 1) 生活保護を受けている方
- 2) 経済的に困りの方で同居の家族全員の年収の合計金額から社会保険料等を引いた額が、市が定める認定基準以下の方

同居家族人員	2人	3人	4人	5人	6人
持ち家	事業所得 240万円 給与収入 280万円	260万円 300万円	310万円 360万円	360万円 420万円	400万円 470万円
賃貸住宅	事業所得 310万円 給与収入 360万円	340万円 390万円	390万円 450万円	440万円 500万円	490万円 560万円

〈認定基準となる収入の目安額〉 この金額は目安です。家族の年齢構成、収入の種類などにより認定基準となる金額が変わります。ご了承ください。（令和7年度認定基準を基に算出した金額です。）

### 申請期間

申請は随時受け付けていますが、各学校の提出期限がある場合は、期限までに申請書類を提出してください。

### お問い合わせ

お子さんの通っている学校又は児童生徒支援課（就学援助係） 354-2532

## 遺族年金

### 国民年金（遺族基礎年金）

国民年金の被保険者等であった方が亡くなったとき、この方によって生計を維持されていた「子※1のある配偶者」、または「子※1」が受け取ることができます。

### 支給要件

次のいずれかに該当した場合に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき。

※1…子及び孫とは、18歳になった年度の3月31日までにある方または20歳未満で国民年金法に定める障害等級1級または2級の状態にある方です。  
※2…子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できます。子のない夫は、55歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は60歳からとなります。（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55歳から60歳の間でも遺族厚生年金を受給できます。）  
※3…55歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は60歳からとなります。

★遺族基礎年金および遺族厚生年金の支給要件①②は、死亡の前日において保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡日が令和7年3月末日までのときは、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

★遺族基礎年金の支給要件③④および遺族厚生年金の支給要件④⑤は、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

### お問い合わせ

国民年金、厚生年金 ねんきんダイヤル：0570-05-1165/ 静岡年金事務所：203-3707/ 清水年金事務所：353-2233  
国民年金 保険年金課（国民年金係） 葵区：221-1065/ 駿河区：287-8624/ 清水区：354-2134

〈援助の種類と支給予定額（年額）〉

注：金額は令和7年度のもの

	準要保護 (生活保護でない方)		要保護 (生活保護の方)
	小学校	中学校	
入学準備金 ※1年生の4月認定者のみ	57,060円	63,000円	/
学用品費	11,630円	22,730円	
通学用品費 ※1年生以外	2,270円	2,270円	
校外活動費 (交通費・見学料)	宿泊あり上限 3,690円 宿泊なし上限 1,600円	宿泊あり上限 6,210円 宿泊なし上限 2,310円	
体育実技用具 ※部活動は対象外		柔道着 購入費 上限7,650円	
通学費	定期券購入費相当額		
学校給食費	給食費負担分		
修学旅行費	全参加者が同一の行動をし、一律に負担する経費 ※小・中を通じてそれぞれ1回		
医療費 ※対象疾病の 治療費	むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎 結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬 膿痂疹（とびひ）、トラコーマ		

## 児童扶養手当

児童がいるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するために行う現金給付です。

- 対象者**
- 父母が離婚した児童
  - 父または母が死亡、または生死不明である児童
  - 父または母が重度の障害を有する児童
  - 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
  - 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
  - 母が婚姻によらないで出産した児童
  - 遺児などで、母が児童を出産した当時の事情が不明である児童
  - 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ※児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にあるものをいいます。(法令で定める障害の状態にある場合は20歳未満まで手当が受けられます。)

### <受給できない場合>

- 父または母が婚姻したとき(事実上、婚姻関係になったときを含む)。
- 父、母、養育者または児童が国内に住んでいないとき。
- 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設など(通園施設は除く)に入所しているとき等

### 所得の制限

扶養親族等の人数	請求者(本人)		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

前年の所得(1月～9月に申請する方は前々年の所得)が上記の額以上の方は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部または全部が支給停止になります。

**支給日** 原則として5月、7月、9月、11月、1月、3月の11日(11日が銀行等の休業日にあたる場合は前日)に、それぞれの前月分までが支給されます。

**お問い合わせ** 各福祉事務所 子育て支援課(給付係)  
 葵区: 221-1093/ 駿河区: 202-5815/ 清水区: 354-2120/ 蒲原出張所: 385-7790

## ひとり親家庭等医療費助成

- 対象** 20歳までの児童を養育している方で次のいずれかの条件にあてはまり所得税が課税されていない家庭
- ※ 扶養している児童の人数や年齢等によって、課税世帯であっても助成対象となる場合があります。
  - ※ 静岡市に住所がある方
  - ① ひとり親家庭 ② 両親もしくは父または母が重度の障害者の家庭 ③ 両親のいない児童のいる家庭

**お問い合わせ** 各福祉事務所 子育て支援課(給付係) 葵区: 221-1093/ 駿河区: 202-5815/ 清水区: 354-2120

## 交通遺児等福祉手当

交通事故、業務災害、自然災害などにより両親や父または母を失った義務教育修了前の児童を養育している保護者(静岡市に住所がある方で、所得税非課税の方)に遺児ひとりにつき月額5,000円を支給します。

**お問い合わせ** 各福祉事務所 子育て支援課(給付係) 葵区: 221-1093/ 駿河区: 202-5815/ 清水区: 354-2120

## 養育費取決め・確保支援補助金

継続して養育費を受け取れるよう、手続きにかかった費用について補助金を支給します。

- 対象** 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養しているひとり親の方

### 対象経費と補助額

1. 養育費の取決めに関する費用(上限5万円)
- ① 養育費の取決めに関する公正証書の作成にかかる公証人手数料
- ② 家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する費用
2. 養育費保証契約を結ぶ際の保証料(上限5万円)

### お問い合わせ

- ・ ひとり親サポートセンター 284-0008(P36)
- (静岡県中部県民生活センター 水の森ビル)
- ・ 静岡市母子寡婦福祉会 354-2088(P35)
- (静岡市役所清水庁舎3階)

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子・父子家庭および寡婦のみなさんの自立や子どもの健全な育成を支援するための貸付制度です。なお、貸付にあたっては所得制限があります。多くの子ども達が就学資金等を活用し、高校、大学等への進学を実現しています。ご相談ください。

**お問い合わせ** 各福祉事務所 子育て支援課(給付係)

葵区: 221-1093/ 駿河区: 202-5815/ 清水区: 354-2120

★ 修学資金、就学支度資金の貸付を希望される方★  
 大学等修学支援(授業料等の減免及び給付型奨学金)を受けるときは、当該支給及び減免の額相当額を控除した額が限度額となります。支援を受ける場合は必ず申告してください。

### <資金の種類>

修学資金 / 就学支度資金 / 技能習得資金 / 修業資金  
 就職支度資金 / 医療介護資金 / 生活資金 / 住宅資金  
 転宅資金 / 事業開始資金 / 事業継続資金 / 結婚資金

この貸付制度は、過去に貸付を受けた方々の償還金等が、次の利用者の貸付金として貸与される仕組みとなっています。一人ひとりが貸付金の償還を行うことにより成り立っている制度であることをご理解いただいたうえで、ご利用ください。

## 自立支援教育訓練給付金

**対象者** 母子・父子自立支援プログラム策定等(P35)の支援を受けている方

**対象講座** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

**支給額** 受講費用の60%又は85%

※条件により受講費用の60%又は85%を支給します。雇用保険制度の教育訓練給付がある方は、その支給額を差し引いて支給します。  
 ※上記の算定で、12,000円を超えない場合は支給対象外となります。

対象講座の詳細はこちらから検索できます。



## 高等職業訓練促進給付金等

**対象者** 児童扶養手当受給水準の方

**対象資格** 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、はり師・きゅう師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で6か月以上の資格(一般教育訓練給付金は情報関係の資格のみ)

給付金の種類	支給額等	
訓練促進給付金	市民税課税世帯 月額	70,500円
	市民税非課税世帯 月額	100,000円
修了支援給付金(修業修了後に支給)	市民税課税世帯	25,000円
	市民税非課税世帯	50,000円

※養成期間の最後の12か月の支給月額額は40,000円増額となります。

※雇用保険制度の教育訓練支援給付金の支給を受ける方は対象なりません。

※自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金は併用可能です。

静岡県社会福祉協議会(254-5244)では高等職業訓練促進給付金を受給している方を対象に入学準備金50万円以内と就職準備金20万円以内を貸し付ける「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度」があります。

## 高等学校卒業程度認定試験合格支援

**対象者** 母子・父子自立支援プログラム策定等(P35)の支援を受けている方

給付金の種類	給付割合	上限額
① 受講開始時給付金	入学金及び受講料の4割相当額	通 信: 10万円 通 学等: 20万円
② 受講終了時給付金	入学金及び受講料の5割相当額 (①の支給を受けた場合は、①の支給額を差し引いた金額)	通 信: ①+②=12.5万円 通 学等: ①+②=25万円
③ 合格時給付金	入学金及び受講料の1割相当額	通 信: ①+②+③=15万円 通 学等: ①+②+③=30万円

**注** いずれについても、受講開始前に申請が必要です。お早めにご相談ください。

**お問い合わせ** 各福祉事務所 子育て支援課(子ども家庭センター) 葵区: 221-1096/ 駿河区: 287-8675/ 清水区: 354-2429